

**一般競争入札による駐車場施設設置場所の貸付け
(神奈川県藤沢合同庁舎) の説明書**

入札日時 平成28年3月7日(月)午後2時

入札場所 合人社横浜日本大通7ビル5階501会議室(横浜市中区日本大通7)

神奈川県総務局総務室

貸付に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

入札に参加する方は、この説明書を御覧いただいた上で参加してください。

1 入札に付する事項

(1) 物件

物件番号	入札件名	所在地	貸付場所	貸付面積
1	駐車場施設設置場所の貸付け（神奈川県藤沢合同庁舎）	藤沢市鶴沼2-7の1	別紙1「配置図」のとおり	1,755.75㎡

(2) 貸付期間

平成28年4月1日から平成31年3月31日まで

※ 賃貸借契約の更新は認めないこととします。

(3) 貸付場所の用途

有料時間貸駐車場（自動二輪駐車場及び自転車駐車場は除外する。）の設置

(4) 有料時間貸駐車場に関する条件

別紙2「仕様書」のとおり

(5) 入札に関する問い合わせ先及び入札書類の提出先

神奈川県総務局総務室 経理グループ

住所：〒231-8588 横浜市中区日本大通1（神奈川県庁本庁舎4階）

電話：(045)210-1111(代) 内線2133

FAX：(045)210-8816

メールアドレス：soumu-nyusatu@pref.kanagawa.jp

2 入札に参加することができない者

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者
- (2) 官公庁施設、図書館、公民館、病院、銀行その他これらに類するものに併設される駐車場施設の設置及び管理に関する業務を引き続き3年以上営んでいない者
- (3) 県税を完納していない者
- (4) 県内に事業所を有しない者
- (5) 仕様書に示す内容を履行できない者

3 契約を締結することができない者

神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第2条第2号から第5号に該当する者及びこれらの者と密接な関係を有する者

4 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日時

平成28年3月7日（月）午後2時

受付開始時刻 午後 1 時30分
 受付締切時刻 午後 1 時50分
 入札開始時刻 午後 2 時
 開札開始時刻 入札書を入札箱に投函後、直ちに開札

(2) 場所

合人社横浜日本大通 7 ビル 5 階501会議室
 (住所 横浜市中区日本大通 7)

(3) 入札当日の持ち物

入札書 (代理出席の場合は委任状も併せて必要)
 印鑑 (入札者又は代理人の印鑑)
 競争参加資格確認通知書
 身分証明書 (運転免許証等、写真付きのもの)
 筆記用具

(4) その他

ア 本人以外の者が入札書を提出する場合は、委任状が必要となります。使者及び郵送による入札書の提出はできません。

イ 入札会場への入室は、申請者又はその代理人 (復代理人 (二以上の段階にわたり復代理人として選任された者を含む。)) の方のみとさせていただきます。

5 入札参加申請

入札に参加を希望する方は、入札参加申請書を提出し、入札参加資格を有することを証明しなければなりません。

(1) 提出期間

平成28年 2 月 2 日 (火) から同月16日 (火) までの日 (ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。) の午前 9 時から午後 5 時までの間 (ただし、正午から午後 1 時までの間を除く。)

(2) 提出書類 (提出部数各 1 部)

	提出書類	法人	個人
ア	入札参加申請書	○	○
イ	身分証明 (市区町村発行のもの) 又は住民票		○
ウ	誓約書	○	○
エ	神奈川県暴力団排除条例に係る誓約書	○	○
オ	商業登記簿謄本 (履歴事項全部証明書)	○	
カ	確定申告書 (写)		○
キ	印鑑証明書	○	○
ク	神奈川県税納税証明書	○	○

※ イ、オ、キ及びクについては、発行後 3 ヶ月以内の原本とする。

※ クについては、神奈川県県税条例施行規則第48号様式 (一般用・「県税」の未納がない証明) とする。

(3) 提出方法

提出期間内に、提出書類を1(5)に記載の提出先に直接持参するものとする。

6 質問書及び回答について

(1) 受付期間

平成28年2月2日(火)から同月8日(月)までの日(ただし、土曜日、日曜日を除く。)の午前9時から午後5時までの間(ただし、正午から午後1時までの間を除く。)

(2) 提出方法

質問書(神奈川県所定様式)を1(5)に記載の提出先に直接持参するか、郵送(期限内必着)、FAX及び電子メールでの送付とします。

(3) 質問者への回答

平成28年2月15日(月)までに、電子メールなどで個別に回答します。なお、再質問は認められません。

7 入札参加資格の確認等

上記5(2)の提出書類により入札参加資格の有無を確認し、平成28年3月1日(火)までに、申請者あて結果を書面にて通知します。また、当該結果の通知後であっても、不正等が判明した場合には、入札参加資格を取り消します。

8 入札方法等

(1) 入札書に記載する金額

ア 入札書に記載する金額は、賃貸借全期間の総額(税抜)とします。

※ 1月当たりの賃料(税抜)を見積り、その賃料から積算した金額を入札書に記載してください。

イ 県が定める予定価格以上の最高額で落札した方に貸付けを行います。

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の108に相当する金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

(2) 代理人(復代理人(二以上の段階にわたり復代理人として選任された者を含む。

以下この入札説明書において同じ。))による入札

ア 代理人により入札する場合は、委任状を提出しなければなりません。

イ 代理人に復代理人を選任する権限を委任する場合は、どの段階まで認めるかを委任状において明確にしてください。なお、どの段階まで認めるか明確な記載がない場合は、二以上の段階にわたり復代理人として選任された者を含むものとみなします。

ウ 復代理人が入札する場合は、前記の委任状のほかに代理人から復代理人への委任状も必要となります。なお、申請者から代理人への委任状及び代理人から復代理人への委任状の代理人の印は、印鑑登録済の印鑑を使用してください。また、委任状に押印した代理人の印鑑の印鑑証明書を入札当日の受付時に委任状に添付して提出

してください。

(3) 再度の入札

ア 落札者がいない場合は、入札参加者を対象として再度の入札を行います。

イ 再度の入札を含めて、当日の入札は2回までとします。なお、1回目の入札に参加しなかった者、無効な入札をした者又は1回目の入札で失格となった者は再度の入札に参加することはできません。

ウ 再度の入札を行っても落札者がいない場合は、入札を打ち切ります。

(4) 入札保証金

免除

(5) その他

ア 提出した入札書は、理由の如何を問わず、書き換え、引き換え又は撤回することはできません。

イ 入札を公平に執行できないなど、特別な事情があると認められるときは、入札の執行を延期し、又は取り止めることがあります。

ウ 入札書は、折って入札箱に投函してください。

9 無効な入札等

(1) 次のいずれかに該当する入札は無効とします。

ア 入札に参加することができない者がした入札

イ 入札書の記載事項が不明な入札、入札書に申請者又はその代理人（副代理人）の記名、押印のない入札

ウ 金額欄に金額のないもの、金額が読みとれないもの、金額が訂正してあるものなど、入札金額が不明な入札書を提出した入札

エ 条件を付した入札書を提出した入札

オ 1人で2通以上の入札書を提出した入札

カ 1人で他人の代理も兼ねて参加した者又は1人で2人以上の代理をした者の入札

キ 委任状を提出しない代理人（復代理人）のした入札

ク 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者の入札

ケ 申請者、代理人（復代理人）及び法人役員が暴力団等に該当する者の入札

コ 前各号に定めるもののほか、この説明書に規定する入札に関する条項に違反した者の入札

(2) 失格

入札開始時に入札会場に本人又は代理人（復代理人）が不在の場合は、失格とします。

10 落札者の決定方法

- (1) 神奈川県財務規則第41条第1項の規定に基づいて作成された予定価格以上で、最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

- (2) 落札者となるべき同価の入札をしたものが2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定します。この場合において、くじを辞退することはできません。

11 契約条件等

- (1) 別添契約書（案）のとおり。
- (2) 落札者は、落札決定の日から7日以内に県で作成した契約書を受領し押印のうえ1(5)に記載の提出先まで直接持参するか郵送で提出してください。
- (3) 落札者が契約を締結しない場合（上記(2)の期日までに契約書が提出されない場合を含む。）には、当該落札は効力を失います。ただし、落札者の責によるものでない場合は、この限りではありません。
- (4) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とします。

12 事業計画

落札者は、県と協議の上、有料時間貸駐車場に係る運営体制、利用料金体系、及び設備設置工事の内容等の計画について記載した事業計画書を作成し、平成28年3月24日（木）までに提出してください。

なお、現在駐車場として貸付けており設備撤去の必要があるため、設置工事については原則、平成28年4月1日以降となります。

13 その他

- (1) 本書に定めのない事項は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、神奈川県財務規則（昭和29年神奈川県規則第5号）、神奈川県県有財産規則（昭和59年神奈川県規則第40号）の定めるところによります。
- (2) 本書を入手した方は、当該募集手続以外の目的で本書を使用してはなりません。
- (3) 申請書に虚偽の記載をした場合は、落札した本件契約の解除に加えて、指名停止措置及び現に受けている行政財産使用許可の取消並びに普通財産貸付契約の解除を行うことがあります。